

#### R4.3.11 議会運営委員会

- 明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
今日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 意見書案の送付先について**
- 明神委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。  
1 ページの資料 1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。  
以上、意見書案 4 件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 明神委員長 それでは、さよう決する。  
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。
- (了 承)
- 明神委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から 1 時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。
- 2. その他**
- 明神委員長 最後に、その他で何かないか。
- (な し)
- 明神委員長 それでは、協議事項は以上である。  
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の 3 月 23 日水曜日午前 9 時から開催することとする。  
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。  
本日の常任委員会の開会時刻は、午前 10 時でよろしいか。
- (異議なし)
- 明神委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前 10 時をめぐとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。